

令和元年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 公共下水道事業に関する事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び地方自治法第252条の38第2項に基づく「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①＝措置を講じたもの」、「②＝措置を講じていないもの」となっています。
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

番号 業務・事業名 (頁数)	監査の結果及び意見(項目)	区 分	措置内容又は進捗状況等
個別事項1: 決算 (P22)	<p>指摘1</p> <p>固定資産管理システム上の財源別固定資産残高管理について</p> <p>固定資産管理システム上の財源別固定資産残高の誤謬により、2018年度決算書の貸借対照表上の「長期前受金」および「収益化累計額」、損益計算書上の「長期前受金戻入」の計上額が適切ではないと考えられる。当該誤謬の修正については、誤謬が過去から継続して発生しており、各年度の固定資産の財源状況を確認する必要があるため、修正金額の算定に時間を要している。</p> <p>固定資産管理システム上の財源別残高については、以下のとおり下関市上下水道局会計規程(以下「会計規程」)第12条に基づき、総勘定元帳と照合されるべきであるが、当該手続が過去から継続してなされていなかった。</p> <p>(略)</p>	①	<p>(経営管理課)</p> <p>1 措置内容</p> <p>固定資産管理システムと総勘定元帳の間で平成26年度から生じていた財源別固定資産残高の誤謬については、令和2年度末で固定資産管理システムと総勘定元帳の財源別固定資産残高が一致するように過年度損益で更正した。</p> <p>2 再発防止</p> <p>下関市上下水道局会計規程第12条に基づき、決算業務の中で、次の事項を徹底する。</p> <p>(1) 公共下水道事業会計は公共、特環のセグメント別に決算業務を行い、帳簿を照合すること。</p> <p>(2) セグメント別の固定資産に充当する特定財源については、消費税申告業務の中で確定した消費税相当額を控除した額で充当し、固定資産管理システムと総勘定元帳の残高と照合すること。</p>

	<p>当該照合手続を実施することにより、固定資産管理システム上の財源別残高の処理漏れ、処理誤りについて適時に発見できると考えられるため、早急に規程に従った手続を実施することが必要である。</p>		<p>(3) 最終確認作業において、固定資産管理システムと会計システムの突合も必ずセグメント別に照合すること。 (4) 前3号について、複数者で確認を行うこと。</p>
<p>個別事項2: 決算 (P23)</p>	<p>指摘2 貸倒引当金に係る会計方針の注記について 2018年度決算書の上記の貸倒引当金の算定方法のうち②については、個別に回収可能性を検討した結果に基づいて算定されるものではなく、過去の貸倒実績に基づいて算定されたものであり、個別に回収可能性を検討したとする決算書の会計方針に関する注記内容と整合していない。 会計方針とは、決算書の作成に際して採用した会計処理の原則および手続をいい、1つの会計事象や会計取引について複数の選択可能な会計処理がある場合、採用している会計方針により決算書の数値や開示内容は異なるため、決算書利用者に誤解を与えないためにも会計方針については適切に開示する必要がある。</p>	<p>①</p>	<p>(お客さまサービス課) 貸倒引当金については、令和元年度の決算から決算書の会計方針に関する注記内容のとおり算定をしている。</p>
<p>個別事項3: 決算 (P23)</p>	<p>意見1 貸倒引当金に係る会計方針の整備について 市は、会計規程第144条により引当金の計上方法については管理者が別に定めるとしているが、貸倒引当金の算定方法に関する会計方針については、適切な文書により整備がなされていない。 会計方針には継続性の原則があり、一度採用した会計方針は、原則として毎年度継続して適用しמידりに変更することはできない。会計方針の変更を行う場合には、変更理由に正当性があるかどうかを検討する必要があり、会計処理の基準または手続を変更した旨、当該変更の理由および当該変更が会</p>	<p>①</p>	<p>(経営管理課) 下関市上下水道局会計規程第144条に基づき、下関市上下水道局引当金に関する取扱要綱(令和3年1月18日施行)を定めた。 令和2年度の決算書において、取扱要綱のとおり回収不能見込額については、一般債権の場合は貸倒実績率により、また、破産更生債権等の場合は個別に回収可能性を検討した上でそれぞれ計上することを注記した。</p>

	<p>計に関する書類に与えている影響の内容を注記する必要がある。</p> <p>このように会計方針については、過年度の会計方針から変更する場合の妥当性の検証、会計方針を変更した場合の影響について適切に開示されているかどうかの検証を実施する必要がある。また指摘 2 にも記載したとおり、変更がない場合でも採用している会計方針が決算書の注記で適切に開示されているかどうかを検証する必要がある。このような検証を適切に行うために貸倒引当金の算定方法に関する会計方針について適切な文書により整備しておくことが望ましいと考える。</p>		
<p>個別事項4: 決算 (P24)</p>	<p>意見2 固定資産の除却漏れについて</p> <p>2017 年度に除却した固定資産(資産番号 1008547038 移動式脱水装置)について、2017 年度の決算において除却処理が漏れており、2018 年度の決算において除却処理されている。</p> <p>この処理漏れは、工事しゅん工精算書(会計規程第 109 条第 4 項)を作成する際に当該移動式脱水装置の除却を伴うものである旨の記載が漏れていたことに起因しており、この記載漏れにより固定資産異動伺兼報告書(会計規程第 131 条第 1 項)が作成されなかったため、除却に関する振替伝票が発行されなかった(会計規程第 131 条第 2 項)。</p> <p>このような固定資産の除却処理漏れを防止するため、工事しゅん工精算書については作成した課や経営管理課で内容を確認することとされているが、確認が十分でないため、除却処理漏れを防止するには至らなかった。</p> <p>市は、当該処理漏れを適時に防止・発見するため、例えば確認の際にチェックリストを使用する方法や、3 年に 1 度実施している実地調査の頻度を短くし早期に発見するように改善</p>	<p>①</p>	<p>(経営管理課)</p> <p>令和2年3月24日付け経管第308号において、経営管理課長から各所属長に対し、固定資産除却漏れの再発防止として、上下水道局の全ての会計において、固定資産の除却処理に必要な工事しゅん工精算書及び固定資産異動報告書に除却資産の固定資産番号、資産名称及び数量又は除却なしを必ず記載するように通知した。</p> <p>この通知により、除却資産を記入する欄には、除却資産の有無に関わらず記載が必要となり、書類を作成する課、提出を受ける経営管理課ともに確認が行える運用とした。</p>

	<p>を行うなど、追加的な統制を構築することが望ましいと考える。</p>		
<p>個別事項5: 契約事務 (P32)</p>	<p>意見3 支出負担行為伺について</p> <p>工事案件の発注にあたり、執行について工事施行伺および入札執行伺の決裁を受け、その後、選定した業者との契約締結時に契約締結伺の決裁を受けている。また契約締結伺と概ね同時期に支出負担行為伺についても決裁を受けている。</p> <p>契約締結および支出負担行為に関する上下水道局における決裁区分は、以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>当該決裁規程上、契約締結伺と支出負担行為伺は、その決裁対象の契約種類と金額基準に従って、基本的に同一の決裁区分に分類されている。しかしながら抽出した契約サンプルのうち、契約締結伺と支出負担行為伺の決裁区分が異なっているものが下記のとおり検出された。</p> <p>(略)</p> <p>契約締結伺については、いずれのサンプルも上下水道局の決裁規程に則り、適切な権限者の決裁を受けていたが、支出負担行為伺については、いずれも最も低い決裁区分「丙」で運用していた。</p> <p>その理由を担当者に確認したところ、支出負担行為伺は、契約管理システムと会計システムが連携していないため、経営管理課で契約している案件について発注課が会計システムに入力する際の金額確定のために作成している資料であり、契約締結の意思決定がある以上、支出負担行為が発生することが自明であるため、主たる契約締結伺において決裁規程に則った決裁を受ければ、支出負担行為の実質的な決裁も済んでいるものと考え、支出負担行為伺については書面上、最低の決裁区分である「丙」で運用しているとの回答を受けた。</p>	<p>①</p>	<p>(経営管理課)</p> <p>会計規程第40条を「支出負担行為をしようとするときは支出負担行為伺書又は契約締結伺書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。」と令和2年4月1日に改正し、経営管理課にて契約締結伺書の決裁を受けたものについては、各課作成の支出負担行為伺を不要とすることとした。</p>

	<p>しかしながら、市において、契約締結伺の決裁を伴えば、支出負担行為伺の決裁区分を「丙」とする旨の規定は存在しない。契約を含む支出負担行為に関する決裁規程が定められている以上、支出負担行為伺は当該規程に則った運用を行うべきであり、実務上の判断のみで決裁区分を変更することは適切ではない。</p> <p>規程に沿った運用を行うか、支出負担行為伺について、規程どおりに運用する実質的な意味が乏しいのであれば、必要に応じて規程自体を改正することが求められる。</p>		
<p>個別事項6: 契約事務 (P33)</p>	<p>意見4 付帯工事の契約決裁および契約締結時期について</p> <p>上下水道局で2018年度に締結された契約について、サンプル抽出により実際の契約書等を確認したところ、「H29 吉見圧送幹線布設工事(第1工区)に伴う付帯工事」は、2018年5月29日から6月15日までの18日間を工期として13,284千円で工事契約が締結されていた。</p> <p>当該付帯工事の予定工期が18日間、実際の工期が3日間であるにも関わらず、契約額が13,284千円と高額であるため、担当課であった下水道整備課に理由を確認したところ、以下の回答を受けた。</p> <p>『本件の本体工事は、2017年の「社会資本整備総合交付金事業」における交付金対象工事であったが、作業進捗の遅れにより工事完了は2018年度に繰り越しとなった。工期の繰り越しと契約額の増額については、上下水道局内で決裁をとったものの、工費の増額分の一部13,284千円については交付金の限度額を超過していたため、自己財源で負担することとした。</p> <p>その際、当該増額部分は、本体工事とは別個に契約締結することとし、付帯工事として上下水道局内で工事施行伺と契</p>	<p>①</p>	<p>(下水道整備課)</p> <p>今後適正な工期を設定するため、工事の進捗状況及び施工内容の変更の有無について、各工事担当者が月の始めに受注者へ聞き取り及び現場確認を行い、その内容を毎月実施する係内ミーティングで確認し、変更が生じて付帯工事が必要であると判断された場合は、その時点で早期に起工し、適正な工期設定が可能になるようにした。</p>

	<p>約締結伺を回付し、決裁規程に基づき決裁区分「乙」として、局内の決裁を受けている。</p> <p>当該付帯工事は、実態としては、2017 年度の本体工事の一部であるため、工事自体は継続して進行しており、予定工期は 2018 年 6 月 15 日であり、事務手続上の都合で契約締結伺などの回付が遅れたため、最終的な契約締結日は、2018 年 5 月 28 日となった。なお予算に関しては、個別の案件名と紐づけていないものの上下水道局の付帯工事全般の予算の一部として、年度予算に織り込まれている。』</p> <p>この点、上下水道局の 2018 年度の当初予算における付帯工事全般に関する予算措置の状況は、以下のとおりであり、本件付帯工事の工費を賄える金額が予算化されている。</p> <p>(略)</p> <p>元来、当該工事は交付金を財源とした 2017 年度の工事の増額部分の一部を切り離して付帯工事としたものであるため、工費の増額やそれに対する自己財源での負担に係る事務手続が工事の途中で行われることは当然である。</p> <p>しかしながら本件では、工事施行伺の決裁が完了したのは工事完了の約 2 週間前である 2018 年 5 月 16 日、契約締結は工事完了の 3 日前である 2018 年 5 月 28 日となっており、特に工事完了までの期間は非常に短期になっている。実際には付帯工事の契約締結前に、当該契約の対象となる増額部分の工事は進行していた可能性がある。</p> <p>本件では、交付金を超過する増額が必要になること自体は、工事施行伺決裁日である 2018 年 5 月 16 日よりさらに早期に把握されていたと考えられる。工事の施工決定時期の遅延により、短期間の工期設定となったことを考慮すると、付帯工事の施工に関するスケジュールは、もっと早期から余裕をもって立案、管理することが必要であったと考えられる。</p>	
--	---	--

<p>個別事項7: 債権管理 (P38)</p>	<p>意見5 収納方法について 市の収納方法は、納入通知書による方法と口座振替による方法の2つである。市はクレジット決済の導入にあたり必要となるシステム改修などの費用に加え、クレジット会社への手数料が高額であることおよび、2018年度における調定額3,774,127千円のうち、督促、停水処理後(2019年6月)の未収額が5,294千円であり、収納率が99.9%と高く、現在の支払方法でも下水道使用者に支障は生じていないと思われることから、クレジット決済を導入していない。 しかし、上記収納率の実現には、督促や停水処理などの業務を伴う。クレジット決済や口座振替による場合、定期決済となるため決済漏れを防ぎ、また、モバイル決済が可能であれば場所を選ばず決済処理ができるため、使用者の早期決済につながり、督促や停水処理などの事務処理が削減され、人件費や業務コストの圧縮につながる。 そのため、費用対効果を勘案したうえで口座振替利用者の増加に向けた取組みやモバイル決済などの導入を検討する必要があると考える。</p>	<p>①</p>	<p>(お客さまサービス課) 口座振替利用者の増加に向けた取組については、現在、ホームページ(水道料金について)において、「口座利用についてのお願い」を広報しており、令和3年6月発行の上下水道局の広報誌「ウォータートークVOL.55」においても口座振替を推進する案内を掲載し、周知を図ったところである。 また、モバイル決済については、令和3年3月1日から開始した。令和2年度の実績は次のとおりである。 利用件数:244件(収入:2,305,838円、支出:14,225円) クレジット決済については、導入にあたって、システム改修費や機器の導入費用がかかる上、口座振替等他の収納方法に比べ、局の手数料負担が高額となる傾向にある。また、クレジット決済を導入している他の自治体の状況を見ると、収納方法に占めるクレジット決済の割合とほぼ同程度の割合で、口座振替による決済が減少している。このことから、クレジット決済を選択する使用者は、口座振替から変更される方が多いことが想定される。このことも含め、導入効果を精査する必要があるため、現在のところ、クレジット決済の導入は予定していないが、お客様のニーズや利便性の向上も踏まえ、随時、収納方法の見直しを行っていく。</p>
<p>個別事項8: 経営戦略 (P60)</p>	<p>意見6 終末処理場の老朽化に対する市の施策について 現在は、本来下水道管で処理すべきではない雨天時浸入水に対して、継続的に対応が図られており、筋ヶ浜終末処理場と山陰終末処理場の統廃合時期について見直しを行っている状態である。しかし、2020年度までに実施される予定であった筋ヶ浜終末処理場と山陰終末処理場の統廃合時期の延</p>	<p>②</p>	<p>(下水道整備課) 1点目の「市民に対する公表」については、令和3年6月発行の広報誌「ウォータートークVOL.55」で下水道施設の統廃合について掲載し、広報を行っている。 また、2点目の「関係部署との連携」については、関係課所と協力しながら、進めていく。</p>

	<p>期については、2018年12月5日の下関市議会建設消防委員会で統廃合の時期が延期されたことについて述べられてはいるが、広く一般に広報されているわけではない。ここで、ネットワーク管の布設には約11億円という多大な費用が掛かっており、また、ネットワーク管を布設する最大のメリットであった筋ヶ浜終末処理場と山陰終末処理場の統廃合による経費削減を実現できていないことを考慮すると、統廃合が延期されたこと、統廃合が遅れることとなった原因と具体的な対処方法および統廃合を行う時期を市のホームページなどにより、市民に対して広く公表すべきである。</p> <p>また、雨天時浸入水が発生する一因として、管渠の老朽化や、老朽化した空家等の排水設備の存在が考えられるが、雨天時浸入水を少しでも減らすためには、必要に応じて他部署との連携を強化していく必要があると考える。例えば、建物等の解体時に下水道管に土砂や雨水などが流入しないように排水設備をキャップ止めする等の処理を行うこと、および建物等の解体時に届け出ることが求められている「家屋解体に伴う排水設備廃止届」を適切に提出してもらうことの周知や、老朽化した空家等に関する情報について関係部署と共有することなどが考えられる。</p>		
<p>個別事項9: 経営戦略 (P60)</p>	<p>意見7 資金計画の策定について</p> <p>現状、市は中長期の貸借対照表を作成していないため、資金計画を算定するために必要な未収金や未払金等の金額を正確に把握することができないので、資金計画を作成していない。しかし、今後の設備投資に必要な交付金(国庫補助金)や企業債といった資金の調達および返済スケジュール作成や、事業経営のさらなる効率化、また、効率的な事業経営を実現するための財政計画の見直し等を行うためにも、市は各年度</p>	<p>②</p>	<p>(経営管理課)</p> <p>意見にある「中長期の貸借対照表」や、「キャッシュフロー計算書」のように業務、投資及び財務の活動ごとに分類した資金計画を作成することは、経営判断を行う上でより望ましい方向とは考えられるものの、この精緻な資料を作成するためには、未収金、未払金などの不確定な要素も含んでいることから、資料としての信頼性の確保が必要となる。そのため、他市の事例等を参考に引き続き研究していく。</p> <p>なお、現在は、毎年度、長期財政計画を改訂し、この中で</p>

	<p>の財政計画を作成するのみでなく、中長期的な目線での効率的な資金の調達・運用を図るために、資金計画を早急に作成すべきである。このとき、資金計画を作成するうえで、中長期の貸借対照表を作成することが望ましいが、貸借対照表全体を作成することが困難あるいは費用対効果が低い場合などは、将来の投資予定額や下水道使用料収入の見込額と、未収金および未払金等の過去の発生実績に基づき、資金計画を作成するうえで必要な科目の将来残高を算定し、中長期の資金計画を作成することなどが考えられる。</p> <p>なお、資金計画を作成する際は、「下関市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書」のように、業務活動、投資活動および財務活動の 3 つの区分に分類し、どのような資金の運用・調達を行っていくのかという計画を作成することが、市の将来の財政をどのように運営していくかを分析することに役立ち、より効率的な事業運営を行うことに繋がるため、業務活動、投資活動および財務活動といった 3 つの区分に分類したうえで資金計画を作成することが望ましいと考える。</p> <p>また、市は経営戦略の施策目標「ii 投資の合理化」の取組項目「計画的な投資と長寿命化」における主な取組みとして「ストックマネジメント計画の策定」をあげているが、ストックマネジメントを行う際には資金のマネジメントも必要不可欠となることから、ストックマネジメント計画を策定するためにも、資金計画を早急に作成することが望ましいと考える。</p>	<p>「事業資金(補てん財源)残高」を算出し、資金計画的なツールとして用いている。経営戦略の見直しは、令和3年度に行う予定であったが、令和7年度からの社会資本整備総合交付金の交付要件として、下水道使用料の改定に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に盛り込むことが交付要件とされた(国水下水事第56号、令和2年3月31日)ため、今後国から発出されるガイドライン等を参考に記載内容を精査し、改定を行うこととした。</p>
<p>個別事項10: 経営戦略 (P61)</p>	<p>意見8 老朽化率の算定・公表について</p> <p>市は、幹線管渠などについて、施設の重要度や腐食環境などに応じて概ね 5 年に一度、目視または管ロカメラなどによる点検を実施しているため、供用開始後 50 年を超えたとしても、必ずしも管渠の改築を行わなければならないわけではな</p>	<p>① (下水道整備課)</p> <p>管渠に係る基礎データの整合を図る中で、供用開始後50年を超える管渠のうち、改築を行う必要のあるものを把握した。この結果に基づき、令和元年度の「経営比較分析表」から、管渠老朽化率を算定・公表している。令和元年度末の実績は、公共下水道事業 1.83%、特定環境保全公共下水道</p>

	<p>い。しかし、「経営比較分析表」で記載している管渠老朽化率は、山口県に提出し、各都道府県で取りまとめられ、総務省主導のもと公表している資料であるため、供用開始後 50 年を超過している管渠のうち、どの部分について改築を行っているのかを把握し、これに基づく管渠老朽化率を算定・公表するべきである。</p>		<p>0%である。令和 2 年度については、「経営比較分析表」が未公表であるため、「決算統計調査」の結果による推測値ではあるが、公共下水道事業 2.61%、特定環境保全公共下水道 0%となる見込みである。</p>
<p>個別事項11: 経営戦略 (P61)</p>	<p>意見9 下水道事業経営戦略における記載数値の誤謬について 市が 2017 年 3 月に策定している下水道事業経営戦略には、複数の図表が掲載されている。それらの図表について、算定根拠資料を確認したところ図表に記載されている内容について以下のとおり、4 つの誤謬が発見された。 (略) 誤謬内容は軽微であり、下水道事業経営戦略上の取組み、計画などに係る情報に大きな影響を及ぼすものではないが、市民に対して 10 年間という長期にわたり公表する情報である以上、記載内容については正確性および整合性が求められる。 このため、市民に対して公表する情報については、必要な品質を保てるように、有効かつ適切な内部統制を整備したうえで、慎重な取扱いが求められる。</p>	<p>①</p>	<p>(企画総務課) 下水道事業経営戦略にかかる誤謬について、誤謬項目(i)(ii)(iv)についてはご指摘のとおり、誤った数値が記載されていたため、すみやかに修正し、令和元年度 12 月 9 日に本市ホームページに修正版を掲載した。今後、市民に対して公表する情報については、誤謬がないよう根拠資料も含め複数人でチェックを行うなど、慎重に取扱いする。 誤謬項目(iii)については、「新技術の活用」は具体的な取組はなかったが、投資の合理化を行う上で必要な事項であると判断して掲載したものである。</p>
<p>個別事項12: 業務継続計画 (P77)</p>	<p>意見10 レベル2地震動に対して耐震性能を有していない設備の耐震化の必要性について 「(4)地震・津波に対する市の対応について①地震」に記載している「下水道施設の耐震評価」に記載のとおり、下水道施設の耐震評価について、レベル 2 地震動に対する耐震性能を有していない施設が 29 施設中 27 施設存在する。当該下水</p>	<p>①</p>	<p>(北部事務所、下水道施設課) 現在、耐震性能を有していない設備については、設備更新改築計画に沿って、当該設備の更新時に耐震化も同時に図っている。令和2年度には、綾羅木中継ポンプ場等3施設について、改築を実施した。</p>

	<p>道施設の耐震性能を強化する計画は現時点では立案されておらず、今後情報収集を行い立案する方針である。</p> <p>図表 III-5-(3)-3 に示すように、菊川断層帯中部の地震発生確率は 0.1%～4%であり、リスク区分が S ランクとなっていることから、地震が発生すれば公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、各施設の早急な耐震化対策が必要であると考ええる。</p>		
<p>個別事項13: 業務継続計画 (P77)</p>	<p>意見11 管路の耐震診断について</p> <p>市が予備調査業務として実施している耐震診断は、レベル2(重要な管路)に区分されている管路のうち、さらに重要と識別された管路に限られている。そのため、2018 年度末時点で、耐震診断が実施されていない管路が存在する。2018 年度末時点の耐震診断の状況は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>国土交通省は「下水道施設の耐震・耐津波対策について」(平成 26 年 5 月 15 日付事務連絡)を発出しており、既存の下水道施設についてできるだけ速やかに耐震診断・耐津波診断を実施すること、2014 年度以降に実施する耐震診断、耐津波診断および詳細設計などについては「下水道施設の耐震対策指針と解説-2014 年版-」に基づき実施することを求めているが、市は診断済み管路の耐震化に関する計画はあるものの、未診断の管路の耐震化に関する計画はない。</p> <p>さらに重要と識別された管路に対して耐震診断を優先的に実施することは適切な対応であるが、レベル 2(重要な管路)における未診断管路についても診断を行い、必要に応じて修繕計画に含め対応を行うことが必要であると考ええる。</p>	<p>①</p>	<p>(北部事務所、下水道施設課)</p> <p>管路の老朽化と耐震化の対策を効率的に進めて行くため、改築実施計画において、管路の改築に併せて耐震化も図っている。令和2年度には、筋ヶ浜処理区について、改築を実施した。</p>

<p>個別事項14: 業務継続計画 (P78)</p>	<p>意見12 マンホールの耐震診断について</p> <p>下水道管路については、優先度に応じて耐震診断が実施されているが、マンホールについては耐震診断が実施されておらず、下関市下水道 BCP においても、マンホールの耐震診断について今後の課題と示している。</p> <p>しかし、今回の監査を実施している期間を通じマンホールの耐震診断を実施した事実は確認されず、また、行う計画も立案されていない。</p> <p>地震による地盤の変動によりマンホールが浮き上がることに、管路の破断が生じるなどの事象を抑制するため、マンホールの耐震診断計画を策定し、計画的に診断を行う必要があると考える。</p>	<p>①</p>	<p>(北部事務所、下水道施設課)</p> <p>マンホールについては、下水道管路の耐震診断と併せて、各処理区(筋ヶ浜処理区、彦島処理区、山陰処理区、山陽処理区、川棚小串処理区、豊北処理区、豊田処理区)毎に、令和4年度から令和8年度にかけ耐震診断を実施する計画を令和3年度に策定しており、この計画に基づいて診断を行うこととしている。</p>
<p>個別事項15: 業務継続計画 (P81)</p>	<p>意見13 下関市下水道BCPにおける事前対策計画の実行の必要性について</p> <p>下関市下水道 BCP で示されている事前対策計画のうち、できるだけ速やかに実施すべきと判断した 19 項目のうち、実施できている項目は 2 項目であり、残り 17 項目について実施できていない。</p> <p>実施できていない理由は、財政的、人力的、時間的問題によるものである。市は、下関市下水道 BCP 策定後に策定された下関市業務継続計画の内容を勘案し、下関市下水道 BCP の見直しを行うとともに、未実施箇所について早期に対応を図るとの回答を受けた。</p> <p>市民生活を守るうえで重要な計画となるため、早急に計画の見直しを行うとともに、実行可能な計画の立案が必要と考える。</p>	<p>②</p>	<p>(下水道整備課)</p> <p>下関市下水道BCPについては、令和2年4月に改訂された策定マニュアルや下関市業務継続計画及び水道部門における復旧方針等を勘案し、今後見直しを図る。見直しの中で水道部門と共通する部分については共通化等も検討し、実行可能な計画に改める。</p>

<p>個別事項16: 業務継続計画 (P85)</p>	<p>意見14 下関市下水道BCPにおける訓練実施の必要性について 下関市下水道 BCP で示されている訓練計画についてはすべての訓練について4年以上にわたり未実施である。 維持改善計画についても、非常用電源に関する項目を除きその他の項目について対応がなされていない。 実施できていない理由は、財政的、人力的、時間的問題によるものである。市は、下関市下水道 BCP 策定後に策定された下関市業務継続計画の内容を勘案し、下関市下水道 BCP の見直しを行うとともに、未実施項目について早期に対応を図るとの回答を受けた。 市民生活を守るうえで重要な計画となるため、早急に計画の見直しを行うとともに、実行可能な計画の立案が必要と考える。</p>	<p>②</p>	<p>(下水道整備課) 下関市下水道BCPについては、令和2年4月に改訂された策定マニュアルや下関市業務継続計画及び水道部門における復旧方針等を勘案し、今後見直しを図る。見直しの中で水道部門と共通する部分については共通化等も検討し、実行可能な計画に改める。</p>
<p>個別事項17: 業務継続計画 (P92)</p>	<p>意見15 基礎データの不整合について 全体管渠延長を管理するデータでは、改築延長 22,454.2mと記録されているが、改築実績を記録したデータでは、改築延長 23,260.6mと記録されており、806.4mの差異が生じている。 また、1965年度以前の情報については、詳細な情報が残っておらず、個別の改築年度の情報を確認することができない。差異が生じている理由として、過年度情報の記録方法(特に端数情報)が異なることが当該記録の差異につながっているとの回答を受けた。 管渠の改築を適切に行うには、管渠に係る基礎データおよび改築実績を適切に管理するため、早期に管理方法を改善する必要があると考える。</p>	<p>①</p>	<p>(下水道整備課) 管渠に係る基礎データについては、過去の改築実績等を調査し、整合を図る作業を令和2年度末までに完了し、令和2年度の決算数値に反映している。</p>

<p>個別事項18: 水洗化対策と貸付金について (P98)</p>	<p>意見16 水洗化助成金について</p> <p>市は、市民の下水道接続工事(水洗化)の促進の目的で水洗便所改造等資金の「融資に伴う利子等補給制度」を設け、市民が下水道接続工事のため特定の金融機関から資金の借り入れを行う際に発生する支払利子および保証料を負担している。</p> <p>この点、複数の自治体では、水洗便所の改造資金の助成制度(補助金制度)が設けられている。例えば、加古川市では便槽 1 箇所につき 50,000 円(1 箇所増すごとに 30,000 円を加算)を、土浦市では 40,000 円を上限に、大津市では 97,000 円を上限に、八女市では 100,000 円を上限に、小田原市では 120,000 円を上限に、工事費用に対して助成金を交付している。</p> <p>市は、仮に工事費に対して助成を行う場合、予算の関係から数万円の助成に留まり、残額の工事費用を工面することが難しい場合、助成効果は見込めず、水洗化の促進は難しいと考えている。この点、下水道接続工事に対して、一定程度の補助金制度を設けるとともに、融資に伴う利子等補給制度の併用を認めることにより下水道工事(水洗化)の更なる普及につながると考える。</p>	<p>②</p>	<p>(下水道整備課)</p> <p>現在、他都市の事例等調査の準備を進めているところだが、実績(年 10 件程度)を考慮すると、現状では、普及の効果は少ないと考えられるが、引き続き研究していく。</p>
<p>個別事項19: 水洗化対策と貸付金について (P98)</p>	<p>意見17 融資に伴う利子等補給制度における対象要件の制限について</p> <p>市は、水洗便所改造等資金の融資に伴う利子等補給制度の融資対象要件を、『金融機関の融資条件を満たす者』としているが、同様の制度を設けている佐世保市や津島市、十和田市等においては、『市民税・固定資産税及び水道料金・下水</p>	<p>②</p>	<p>(下水道整備課)</p> <p>現在、他都市の事例等調査の準備を進めており、当該調査結果を踏まえ、また公租公課の個人情報の取扱いについては注意を要することから、融資条件に制限を設けることによる影響等と併せて、今後検討する。</p>

	<p>道使用料ならびに受益者負担金の滞納がない者』を要件としている。</p> <p>市は、上記要件を設けることで申請に際し納税証明書などの提出を求めることになり、申請者の経済的・時間的負担が増えるため、手続の簡素化を優先し上記要件を設けていないが、納税証明書などの提出については、局内の連携および市への照会により問題解決することが可能である。</p> <p>また、当該制度により優遇される利子負担は、市の財政負担により賄われることになる。市民間の公平性を担保するため、適切に義務を履行している者に融資対象要件を制限することが望ましいと考える。</p>		
<p>個別事項20: 水洗化対策と貸付金について (P99)</p>	<p>意見18 貸倒引当金の設定について</p> <p>上記債権に係る弁済状況を確認したところ、No.4 を除き分納誓約に基づく支払いはなされているが、回収までには長期間要する状況となるものもある。</p> <p>債務者の年齢や、財政状況を勘案し、実質的に債権の回収が難しいと判断される債権については、貸倒引当金を計上する必要があると考える。</p>	<p>②</p>	<p>(下水道整備課)</p> <p>引き続き徴収努力を行い、必要があれば貸倒引当金の設定について検討する。</p>
<p>個別事項21: 水洗化対策と貸付金について (P100)</p>	<p>指摘3 延滞利子について</p> <p>新地方公営企業会計制度では収益が発生したタイミングで計上する必要があり、未償還額に係る延滞利子について各年度で発生額を算定し未収入金を計上する必要がある。</p> <p>計上すべき金額について所管する課の担当者に確認した結果は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>原則として、新地方公営企業会計制度に基づき未収入金を計上する必要があるが、回収可能性がない等、未収入金を計</p>	<p>①</p>	<p>(下水道整備課)</p> <p>未収金に計上しないことについて、令和3年3月22日付けで内部決裁を行い処理した。</p>

	<p>上しない理由があるのであれば、未収入金を計上しない事実について市の内部決議を行い、処理する必要がある。</p>											
<p>個別事項22: 2010年度実施 包括外部監査 における措置状 況に係る改善 状況について (P115)</p>	<p>指摘4 費用の計上時期のずれについて 下水道施設課における山陽終末処理場の動力費計上において、1月計上月がずれている状況が2014年3月から生じており、2018年度に影響を及ぼす金額は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>2018年4月</td> <td>4,767,131円</td> <td>(本来は2018年3月に計上すべき金額)</td> </tr> <tr> <td>2019年4月</td> <td>5,496,094円</td> <td>(本来は2019年3月に計上すべき金額)</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>728,963円</td> <td>(2018年度計上不足額)</td> </tr> </table> <p>費用は原則として発生した時点で計上する必要があるため、費用の発生時期を確認し適切に会計処理する必要がある。</p>	2018年4月	4,767,131円	(本来は2018年3月に計上すべき金額)	2019年4月	5,496,094円	(本来は2019年3月に計上すべき金額)	差額	728,963円	(2018年度計上不足額)	<p>①</p>	<p>(下水道施設課) 山陽終末処理場の動力費計上について、2020年3月にずれていた1月分の計上を行い、計上月の1月ずれは解消した。 今後、会計処理においては、発生主義に基づき適切に処理する。</p>
2018年4月	4,767,131円	(本来は2018年3月に計上すべき金額)										
2019年4月	5,496,094円	(本来は2019年3月に計上すべき金額)										
差額	728,963円	(2018年度計上不足額)										
<p>個別事項23: 2010年度実施 包括外部監査 における措置状</p>	<p>意見19 未しゅん工清算書における情報未記載について 2010年における包括外部監査に対する措置状況に定めら</p>	<p>①</p>	<p>(経営管理課) 令和2年度からの工事未しゅん工精算書は全て配賦先及び完成年度等が記載されている。</p>									

<p>況に係る改善状況について (P115)</p>	<p>れているとおり、固定資産の取得に要する支出のうち、建設仮勘定に計上すべきものが未しゅん工精算書によって報告され、資産計上すべきものと発生時に費用処理すべきものがそれぞれ適切に処理されていることを確認した。</p> <p>しかしながら、現状の未しゅん工精算書には 2010 年における包括外部監査に対する措置状況に記載されている固定資産の配賦先および完成年度の記載がなされていない。市で定めた記載方法を逸脱すべきではないため、措置状況において定めた方法に基づき未しゅん工精算書を作成する必要があると考える。</p>	
<p>個別事項24: 2010 年度実施 包括外部監査 における措置状 況に係る改善 状況について (P115)</p>	<p>意見20 固定資産区分に関する誤謬について</p> <p>2018 年度に取得した固定資産を対象にサンプルで 5 件抽出し、固定資産の区分、耐用年数が地方公営企業法施行規則別表第 2 号に基づき定められていることを確認した。</p> <p>その結果、サンプル 1 件について機械設備として計上すべき固定資産が構築物として計上されていることが確認された。耐用年数は固定資産の区分に関係なく 15 年であるため、償却額に影響はないが、固定資産の表示区分に影響が及ぶ。</p> <p>固定資産情報の確認に係る内部統制について所管する課の担当者に質問を実施した結果、『固定資産の計上に際し、しゅん工精算書の作成段階、固定資産取得一覧表作成段階、固定資産管理システム入力段階の計 3 段階において第三者による確認を行っている』との回答を受けた。これにより、内部統制の整備は適切になされているが、運用面で処理誤りが起きていると想定される。</p> <p>確認手続について事務的に行うのではなく、要点をおさえ確認手続を進めるように職員への注意喚起が必要であると考ええる。</p>	<p>①</p> <p>(経営管理課) 固定資産の登録の留意事項及び工事しゅん工精算書の確認体制について、工事施工課、固定資産の維持管理課及び経営管理課で協議、確認を行い、固定資産の登録単位は、所在地ごと、耐用年数ごととすること及び耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第二号及び地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等についての別紙2を参考とすることを部内キャビネットに掲載した。</p>

以上